

# インド後期仏教密教における『金剛甘露タントラ』の位置と性格 ——関連諸文献の分析と三註釈の解釈をめぐって——

## 大 観 慈 聖

1. 序論 本稿では、先行研究が皆無の『金剛甘露タントラ』 *Vajrāmṛta-tantra* (D: No.435/P: No.74, 以下 VAT と略称)<sup>1)</sup> について考察する。考察の主たる資料としては、①ヴィマラバドラ作『金剛甘露難語釈』(D: No.1649/P: No.2521)<sup>2)</sup>, ②ヴィマラバドラ作『金剛甘露タントラ複註』(D: No.1650/P: No.2522)<sup>3)</sup>, ③バゴー作『金剛甘露大タントラ王複註』(D: No.1651/P: No.2523)<sup>4)</sup> の三註釈に加え、筆者によって VAT 本文との類似並行句が確認された、『秘密集会タントラ』(=GST), 『マハーマーヤー・タントラ』(=MMT), さらには VAT を直接引用する GST に対するチャンドラキールティの註釈『灯作明』(=PU), MMT に対するラトナーカラシャーンティの註釈『有功德』(=Gu) を用いる。したがって、本稿は VAT そのものの解明のみならず、GST, さらには MMT といった他の仏教タントラの解明をも同時に意図するものである。VAT は小品で本文の大部分が韻文(偈頌)で綴られており<sup>5)</sup>, 全 11 章で構成されている。VAT において、世尊金剛甘露は三面六臂とされる。明妃はマーマキー。VAT は世尊と明妃マーマキーとの対話であり、世尊が終始一貫して一人称で語るという叙述形式上の特徴がある。このような点から、VAT はその叙述形式上、サンヴァラ系密教文献や MMT などの仏教タントラと同様に、筆者の提唱する「論的な仏教タントラ」<sup>6)</sup> に属する。

2. GST との関係 筆者の調査によれば、『金剛甘露タントラ』に基づいて灌頂された修法者(=金剛阿闍梨)の功德を説く VAT 第 11 章第 21 偈～第 22 偈(D: 27a3-4/P: 28a5-6) は、GST 第 17 章の記述([Matsunaga] p. 105) と類似並行する。この両記述は『幻化網タントラ』 *Māyājāla-tantra* (D: No.466/P: No.102/ 大正: No. 890, 以下 MJT と略称) 第 1 章の記述との関係からも重要である<sup>7)</sup>。一方、三註釈も GST を比較的に多く引用し<sup>8)</sup>, また GST 関連の文献に言及している<sup>9)</sup>。VAT の主尊は世尊金剛甘露であるけれども、①と②は多くの場合世尊を「阿闍」と解釈している<sup>10)</sup>。なお、阿闍は GST の主尊である。また、GST の各章題には「一切如来の身体と語と心〔そのもの〕であり秘中の秘である『秘密集会』」という

## インド後期仏教密教における『金剛甘露タントラ』の位置と性格（大 観）（103）

表現が確認されるけれども、VATの各章題にも「一切如来の身体と語と心を金剛とする金剛甘露という大楽者の『金剛甘露大タントラ』」という表現が確認され、「身体と語と心の成就のために」という記述も頻繁に確認される。このような事実から、VATもGSTと同様に身体と語と心の三部体系を基本としていることが指摘できる。スヴァーハーの効力を説くVAT第3章第20偈ab句（D: 20a4/P: 20b5-6）がGST第14章に対する註釈PU（[Chakravarti] p. 149）に引用されていることから、VATの成立は少なくともPUの著者である秘密集会聖者流のチャンドラキールティ以前となる。以上、VATは主としてGSTの体系に基づいていると結論できる。筆者の研究によれば、MMTもVATと同様に基本的にGSTの体系に基づいており（[大観2009c]）、母タントラとされるVATとMMTの両者が父タントラであるGSTの大きな影響下にあることは注意される。

**3. SYTとの関係** 次に、VATの母タントラとしての側面が考察されなければならない。②には最初期の母タントラとされる『サマーヨーガ・タントラ』（=SYT）<sup>11)</sup>が秘密集会系の文献の次に比較的によく引用されている。例えば、VAT第1章第7偈c句に対する②（D: 23a2-3/P: 25b8-26a1）にはSYUT第9章第182偈（D: No.366, Ka, 176a7/P: No.8, Ka, 190b7）が、VAT第11章第18偈e句に対する②（D: 53a3-4/P: 61a1-2）にはSYUT第9章第2偈（D: No.366, Ka, 167b6/P: No.8, Ka, 181b8）がそれぞれ引用されている<sup>12)</sup>。この事実はVATの普及者ガンビーラヴァジュラがSYTに精通していたというターラナータの報告とも無関係ではない（注4参照）。

**4. MMTとの関係** 次に、MMTとの関係性について考察する。なお、MMTもGSTの体系のみならず、SYTの体系にも基づいている（[大観2009c]）。ラトナーカラシャーンティはMMT第1章第21偈に対する註釈Gu（[MMT&Gu] p. 18, pp. 109-111）においてVAT第7章第12偈～第14偈（D: 23b7-24a2/P: 24b6-8）を引用している。MMT第1章第21偈は「ビンドゥ・ヨーガ」を説き、VAT第7章第14偈ab句はMMT第1章第19偈ab句（[MMT&Gu] p. 14, p. 100）と類似並行することから、「甘露の瞑想」を説くVAT第7章第12偈～第14偈がGuに引用されたものと思われる。このように、微細瑜伽として紹介されるVAT所説の「甘露の瞑想」とMMT所説の「ビンドゥ・ヨーガ」は共通の体系を有しており、非常に密接な関係にある。また、「五甘露の成就」を説くVAT第11章第4偈～第15偈（D: 26b1-7/P: 27b1-28a1）は「五甘露の享受」を説くMMT第3章第1偈～第6偈（[MMT&Gu] pp. 144-147）<sup>13)</sup>、MMT第3章第16偈cd句～第3ka偈（[MMT&Gu]

## (104) インド後期仏教密教における『金剛甘露タントラ』の位置と性格 (大 観)

pp. 155–157) などと内容的に近似性を示す。この「五甘露の享受」を中心に説く MMT 第 3 章は、「五甘露の成就」という同内容の章題をもつ VAT 第 11 章の記述と関係している。なお、VAT 第 11 章と MMT 第 3 章に説かれる五甘露に関する記述は、GST 第 6 章第 21 偈～第 23 偈 ([Matsunaga] p. 19), 第 15 章第 38 偈 ([Matsunaga] p. 74), 第 16 章第 24 偈～第 25 偈 ([Matsunaga] p. 88), 第 16 章第 35 偈～第 39 偈 ([Matsunaga] pp. 88–89), 第 17 章第 9 偈～第 11 偈 ([Matsunaga] p. 97) などを前提としており、この点でも VAT と MMT は GST の影響下にある。

**5. 唯識・如来蔵思想との関係** 次に、VAT の思想的な側面について考察する。VAT 第 2 章第 12 偈 d 句 (D: 18b4/P: 19a3) には「一切はただ識のみである」と説かれており、ここに唯識思想が明確に確認される。また、VAT 第 2 章第 12 偈 c 句 (D: 18b3/P: 19a3) に見られる「かの唯一なるもの」はまさに法身を髣髴とさせ、如来蔵思想に相通するものがある。一方、『サンブタ・タントラ』第 1 章の記述と類似並行する MMT 第 1 章第 19 偈 cd 句は内容的に唯識思想と関係しており、MMT 第 1 章第 4 偈 ab 句 ([MMT&Gu] p. 4, p. 81) と MMT 第 1 章第 6 偈 ab 句 ([MMT&Gu] p. 6, p. 85) に見られる「一切を満たす女性」もまさに法身に等しい存在である。筆者が MMT や VAT を新たに「論的な仏教タントラ」と評する根拠も両者が明確に唯識思想を説き、同時に如来蔵思想を予想する記述を有しているというまさにこの点にある。

**6. 結論** 以上、VAT の実践体系は MMT と同様に主として GST の体系にその大部分が基づいており、特に微細瑜伽に関しては MMT のそれと共通している点、VAT が理論的に MMT と同様に瑜伽行派の唯識思想、さらには瑜伽行派を基盤として成立した如来蔵思想に基づいている点を指摘することができる。そして、VAT の成立は、下限を VAT を引用するチャンドラキールティ (10 世紀頃) とラトナーカラシャーンティ (11 世紀頃) の活躍期から 11 世紀頃に、上限を GST と MMT の間、あるいは MMT と同時期の 9～10 世紀頃と推定することができる。GST の影響は『時輪タントラ』に至るまでほぼすべてのインド後期仏教密教文献に多かれ少なかれ広く看取され、少なくとも 11 世紀のインドでは絶大なる権威を与えられていた<sup>14)</sup>。インド後期仏教密教における GST の重要性を考慮すれば、GST や MMT と類似並行する記述が VAT に存在し、VAT も MMT と同様に GST の体系に基づいていることが判明したという事実は、VAT のインド後期仏教密教史上における重要性を示すものとして看過できない。

## インド後期仏教密教における『金剛甘露タントラ』の位置と性格（大 観）（105）

- 1) VAT は般若・母タントラ, 金剛日部族の金剛甘露系に属する唯一のタントラであり, 梵本は1本だけ存在するが ([梵仏研Ⅳ] p. 321 参照), 校訂出版はまだなされていない。本考察は筆者が校訂したチベット語訳テキストによる。チベット語訳者はギチョ・ダウエーセル (11世紀) で, 漢訳は確認されていない。
- 2) ①の梵本は1本だけ存在するが ([梵仏研Ⅳ] p. 322 参照), 校訂出版はまだなされていない。本考察は筆者が校訂したチベット語訳テキストによる。現存のチベット語訳はリンチェン・ドゥブによる改訂版で, 漢訳は確認されていない。
- 3) ②の梵本と漢訳はまだ見つかっていない。本考察は筆者が校訂したチベット語訳テキストによる。チベット語訳者はスムリティジュニャーナキールティ (11世紀前半)。②は①を増広して作成された複註 (tikā) であり, 両註釈はほぼ同様の本文解釈を展開し, 同文の箇所も多い。
- 4) ③の梵本と漢訳はまだ見つかっていない。本考察は筆者が校訂したチベット語訳テキストによる。チベット語訳者はターラパーラとチン・ヨンテンワルで, 現存のチベット語訳はシーラグヒヤヴァジュラとロクキャ・シェーラプツェク (1042-1136) による改訂版。ロクキャ・シェーラプツェクはチャクラサンヴァラの相承者である ([桜井 1996] pp. 601-602 参照)。四門衛に関する③の記述はアバヤーカラグプタ作『完成せるヨーガの環』の記述と一致する ([Lee] p. 27 (footnote 626) 参照)。ターラナータによれば, VAT の「請来者」は『サマーヨーガ・タントラ』に精通したガンビーラヴァジュラであり, これにアムリタグヒヤが続くが, ③の著者バゴーはこのアムリタグヒヤの弟子であり, ①と②の著者ヴィマラバドラにタントラを教えた人物とされる ([寺本婉雅訳『ターラナータ印度佛教史』(国書刊行会, 1974年)] pp. 309-312, p. 383)。
- 5) チベット語訳が概ね1パーダ7シラブルで翻訳していること, 引用が確認された PU と Gu の梵文から, VAT の韻律は一般的なシュローカ調であることがわかる。
- 6) サンヴァラ系密教文献や MMT など世尊と明妃の対話であり, 何れも世尊が終始一貫して一人称で語るといふ叙述形式上の特徴がある。筆者はこのような叙述スタイルの仏教タントラを「論的な仏教タントラ」と呼ぶ ([大観 2009c])。
- 7) MJT 第1章の記述 (D: 95a5-6/P: 60b2-3/大正 Vol. 18: p. 560, 上段 22-27 行目) と第10章の記述 (D: 133a1-2/P: 101a6-7/大正 Vol. 18: p. 582, 中段 21-23 行目) も参照。MJT 第1章の記述は PU に引用されている ([大観 2006] pp. 116-113 (pp. 53-56))。
- 8) GST の経名のみ言及として, VAT 第7章に対する① (D: 13a7/P: 14b7-8) と② (D: 46b1/P: 52a8-52b1), VAT 第1章に対する③ (D: 56b1/P: 64b7) の記述が挙げられる。一方, VAT 第1章に対する① (D: 3b6/P: 4a5-6) と② (D: 21b3-4/P: 24a7-8) には GST 第7章第27偈 ([Matsunaga] p. 22) が, VAT 第1章に対する② (D: 19b4/P: 22a5-6) には GST 第18章第40偈 ab 句 ([Matsunaga] p. 116) が, VAT 第3章に対する① (D: 9a3/P: 10a4) と② (D: 33a7-33b1/P: 37a6) には GST 第18章第33偈 ab 句 ([Matsunaga] p. 115) が, VAT 第1章と第2章に対する③ (D: 58a4-5, 72b6-7/P: 66b7-8, 83b8) には GST 第17章の記述 ([Matsunaga] p. 109) がそれぞれ引用されている。

## (106) インド後期仏教密教における『金剛甘露タントラ』の位置と性格 (大 観)

- 9) VAT 第 1 章に対する② (D: 20b7-21a1/P: 23b2-3) には、『秘密集会のカーリカー』の中の 1 偈 (同定不能) が引用され, VAT 第 3 章と第 7 章に対する② (D: 33a5-6, 46b4? (D には *bya ba des sems can ... phyin ci log pa'i* (P: 52b6-53b3 に相当) を欠くために, D における当該の引用箇所は確認不能) /P: 37a3-4, 53b1-2) には, ヴィタパーダ作『秘密集会成就法利験生宝蔵』の中の 1 偈 (D: No.1874, Pi, 22b4/P: No. 2737, Thi, 26a4) が引用されている. また, VAT 第 6 章に対する② (D: 39b4/P: 44a7-8) には, *gSañ ba 'dus pa'i sgrub thabs zla ba* という文献も引用されている.
- 10) ①と②では, 「世尊=阿闍」という解釈が至るところでなされている. 例えば, VAT 第 1 章に対する①の記述 (D: 1b4, 2b5, 2b6, 3a5/P: 2a3, 3a3, 3a5, 3b4-5), VAT 第 3 章に対する①の記述 (D: 9b1/P: 10b3), VAT 第 5 章に対する①の記述 (D: 11a5/P: 12b3), VAT 第 1 章に対する②の記述 (D: 18a2, 18b4, 19a1, 19b6, 19b6-7, 24b1/P: 20a8, 21a3-4, 21b1, 22a8, 22b1, 27b1), VAT 第 3 章に対する②の記述 (D: 34a3/P: 38a1), VAT 第 5 章に対する②の記述 (D: 38a2-3/P: 42b2) などを挙げるができる.
- 11) SYT の梵本と漢訳は伝存せず, 『サマーヨーガ・続タントラ』 (D: No.366/P: No.8=SYUT) と 『サマーヨーガ・続々タントラ』 (D: No.367/P: No.9=SYUUT) がチベット大蔵経中に確認されるのみで, 根本タントラは伝承されていない.
- 12) ただし, SYUT 第 9 章第 2 偈の引用については, 出典が明かされていない. なお, SYUT 第 9 章第 2 偈は SYUT 第 1 章第 1 偈 (D: 151b1-2/P: 164a6-7), SYUT 第 5 章第 9 偈 (D: 155b7-156a1/P: 169a3-4), SYUUT 第 18 章第 2 偈 (D: No.367, Ka, 193b1/P: No.9, Ka, 209a4), さらには『サンプタ・タントラ』第 1 章第 3 節の中の 1 偈 ([Skorupski] p. 233) とも一致し, VAT 第 11 章第 18 偈 e 句に対する① (D: 17a3-4/P: 19a7-8) にも引用されている.
- 13) [MMT&Gu] では, 「MMT 第 3 章第 1 偈~MMT 第 3 章第 7 偈 ab 句」に相当する.
- 14) 『クリシュナヤマーリ・タントラ』第 17 章第 21 偈 cd 句には「タントラの究極は『[秘密]集会』であって, かつてないものであり, 将来も出てこないであろう」と説かれ ([KYT&RĀ] p. 132, p. 272), これはツォンカパの『秘密集会安立次第論註釈』の冒頭部に引用されている ([北村・ツルティム] p. 4). ただし, [北村・ツルティム] はツォンカパが出典を明記しているにもかかわらず, 出典を不明とする ([北村・ツルティム] p. 153 訳註 3). さらに, ラトナーカラシャーンティは GST に対する註釈『クスマーンジャリ』において GST を「特に聖なるもの」と評価し ([大観 2008] pp. 71-70 (pp. 118-119) 参照), アバヤーカラグプタ (11 世紀後半~12 世紀前半頃) も『ヴァジュラーヴァリー』においてバリヤプラティシュターといった密教儀礼の解説をする際, 秘密集会流 (*sāmājika*) の儀礼を優先した ([森 2011] p. 138, p. 328 註 17 参照).

\*【略号と参考文献】は『『金剛甘露タントラ』の成立に関する一考察』と題する拙稿 (『密教文化』第 230 号, 2013 年) に準じる.

〈キーワード〉『金剛甘露タントラ』 (=VAT), 論的な仏教タントラ

(京都大学大学院修了)